

全建事発第 045 号
令和 2 年 6 月 12 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男
〔公印省略〕

国土交通省直轄工事における法定外の労災保険の付保に係る
設計図書への明示等について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、令和元年 6 月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」
（平成 17 年法律第 18 号）第 7 条第 1 項第 1 号において、公共工事等に従事
する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約
の保険料を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること
が発注者等の責務として規定されたこと等を踏まえ、国土交通省より、直轄工事
における取組みについて、別紙 1 のとおり通知がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業
の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、同通知については、国土交通省より地方公共団体に対しても、別紙 2
のとおり参考送付されています。

以 上

（添付資料）

別紙 1：国土交通省通知文（事務連絡）

別紙 2：地方公共団体宛通知文

担当：事業部 堤

TEL：03-3551-9396

FAX：03-3555-3218

e-mail：jigyo@zenken-net.or.jp

事 務 連 絡
令和2年6月10日

各建設業者団体事務局等担当者 殿

国土交通省土地・建設産業局
建設業課入札制度企画指導室 課長補佐

国土交通省直轄工事における法定外の労災保険の付保に係る
設計図書への明示等について

令和元年6月に改正された、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第7条第1項第1号において、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下、「法定外の労災保険」という。）の保険料を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めることが発注者等の責務として規定されたこと等を踏まえ、国土交通省直轄工事において別添のとおり取り組むこととしております。貴職におかれましては、当該取組についてご理解頂くとともに、法定外の労災保険の付保など、適切な対応をお願いいたします。

また、会員、傘下団体等に当該取組について周知を徹底していただきますようお願いいたします。

事務連絡
令和2年6月3日

各地方整備局企画部
技術管理課長 殿
北海道開発局事業振興部
技術管理課長補佐 殿
沖縄総合事務局開発建設部
技術管理課長 殿

大臣官房技術調査課
事業評価・保全企画官

法定外の労災保険の付保に係る設計図書への明示等について

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第35号）において、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下、「法定外の労災保険」という。）の保険料を予定価格へ反映することが、発注者等の責務として位置づけられたことを踏まえ、「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について」（令和2年2月13日付け国官技第328号）において現場管理費の改定が行われた。

これと併せて、法定外の労災保険の付保を要件化するため、下記のとおり、遺漏なきよう措置されたい。

記

1. 対象工事

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」を適用する、全ての工事とする。

2. 設計図書への明示

法定外の労災保険の付保について、以下の特記仕様書記載例を参考に、設計図書へ明示する。

＜特記仕様書 記載例＞

第〇条 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

3. 保険付保の確認

工事請負契約書第 50 条（火災保険等）において、受注者は保険契約を締結したときは、その証券等を発注者に提示することとされている。これに基づき、発注者は、受注者による法定外の労災保険への付保の状況を確認することとする。

<工事請負契約書>

第 50 条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより、火災保険、建設工事保険、その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第 1 項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

事 務 連 絡
令和2年6月10日

各都道府県入札契約担当課長 殿
各指定都市入札契約担当課長 殿

国土交通省土地・建設産業局
建設業課入札制度企画指導室 課長補佐

国土交通省直轄工事における法定外の労災保険の付保に係る
設計図書への明示等について（参考）

令和元年6月に改正された、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第7条第1項第1号において、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めることが、発注者等の責務として規定されたこと等を踏まえ、国土交通省直轄工事において別添のとおり取り組むこととしておりますので、ご参考にお知らせします。

なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても、周知をお願いします。

事 務 連 絡
令和 2 年 6 月 3 日

各 地 方 整 備 局 企 画 部
技 術 管 理 課 長 殿
北海道開発局事業振興部
技 術 管 理 課 長 補 佐 殿
沖縄総合事務局開発建設部
技 術 管 理 課 長 殿

大臣官房技術調査課
事業評価・保全企画官

法定外の労災保険の付保に係る設計図書への明示等について

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第 35 号）において、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約（以下、「法定外の労災保険」という。）の保険料を予定価格へ反映することが、発注者等の責務として位置づけられたことを踏まえ、「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」の改定について」（令和 2 年 2 月 13 日付け国官技第 328 号）において現場管理費の改定が行われた。

これと併せて、法定外の労災保険の付保を要件化するため、下記のとおり、遺漏なきよう措置されたい。

記

1. 対象工事

「土木工事工事費積算要領及び基準の運用」を適用する、全ての工事とする。

2. 設計図書への明示

法定外の労災保険の付保について、以下の特記仕様書記載例を参考に、設計図書へ明示する。

＜特記仕様書 記載例＞

第〇条 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

3. 保険付保の確認

工事請負契約書第 50 条（火災保険等）において、受注者は保険契約を締結したときは、その証券等を発注者に提示することとされている。これに基づき、発注者は、受注者による法定外の労災保険への付保の状況を確認することとする。

<工事請負契約書>

第 50 条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより、火災保険、建設工事保険、その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第 1 項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。